

## あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集要領

### 1 実施目的

#### (1) 趣旨

あま市（以下「市」という。）では、あま市公共施設再配置計画に基づき、あま市立萱津保育園（以下「萱津保育園」という。）について、民間活力の導入の検討を進めてきた。検討の結果、民間事業者による用地確保を前提とした、新たな幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置し運営する事業者を以下のとおり募集する。

本事業は、公募型プロポーザル方式により審査を行い、最も適格と判断される事業者を選定する。

#### (2) 目的

ア 小学校就学前の子どもの教育・保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に推進する。

イ 公私連携協力によって、保育の質の向上と地域の子育て家庭の支援を拡充する。

ウ 民間のもつ柔軟性や効率性を活かして、教育・保育サービスを充実させる。

### 2 事業者の選定方法

企画提案を公募し、書類審査及びプレゼンテーション審査により、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

### 3 事業の概要

#### (1) 施設類型と施設数

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 1施設

※ 関係法令の基準を満たし、愛知県の認可を受けて開設する幼保連携型認定こども園とし、今回の募集は認可を受ける基準を満たすことを前提とする。

#### (2) 設置地域

あま市中萱津又はあま市下萱津地内

#### (3) 開園までのスケジュール

##### ア 開園予定日

令和11年4月1日

##### イ 年次計画（予定）

| 年 度   | 内 容                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和8年度 | ・ 設置運営事業者の募集及び選定<br>・ 建築基本設計・建築詳細設計（事業者）<br>・ 土地及び周辺整備に係る準備<br>・ 地域住民及び保護者への説明会<br>・ 国庫補助金申請 |
| 令和9年度 | ・ 施設建設工事（事業者）                                                                                |

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
|        | ・地域住民及び保護者への説明会                        |
| 令和10年度 | ・市と事業者による合同（引継）保育の実施<br>・萱津保育園の閉園（年度末） |
| 令和11年度 | ・開園                                    |

※ 年次計画を基本とし、具体的な進め方は市と事業者と協議の上、決定する。

#### 4 参加資格要件

本募集に参加を申し込む者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 令和8年4月1日現在において、社会福祉法人又は学校法人の法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年あま市訓令第46号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) 直近3か年において国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項及び第7項の規定による施設を有し、現に運営している者について、所管庁等の直近の監査や実施指導等において、重大な文書指摘をうけていないこと。
- (9) 関係法令を遵守し、自らが認定こども園を設置・運営すること。

#### 5 認定こども園の概要

認定こども園の整備・運営は、関係法令等を遵守するほか、次表の内容は最低限の要件とする。教育・保育の質の向上や効率的な園運営に資する取組を自由に提案することができる。

| 項目   | 内容                                                                   |
|------|----------------------------------------------------------------------|
| 定員   | 120人程度<br>(2・3号認定の定員を90人以上確保すること。)                                   |
| 定員構成 | 0歳児（生後6か月以上）から5歳児とし、0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳児≦4歳児・5歳児の定員構成とする。                 |
| 開園日  | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日 |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 開園時間            | 午前 7 時 3 0 分から午後 7 時まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |
| 保育時間（通常）        | 標準時間：開園時間のうち 1 1 時間<br>短 時 間：開園時間のうち 8 時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |
| 教育時間            | 開園時間のうち 4 時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |
| 職員配置基準          | 0 歳児                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 3 : 1   |
|                 | 1、2 歳児                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 6 : 1   |
|                 | 3 歳児                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 1 5 : 1 |
|                 | 4、5 歳児                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2 5 : 1 |
| 給食              | 園児の健康状態やアレルギー食への特別な配慮を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |         |
| 障がい児等保育         | 受入れ体制を整えること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |
| 延長保育            | 受入れ体制を整えること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |
| 一時預かり<br>(幼稚園型) | 受入れ体制を整えること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |
| おむつの園内処分        | 使用済みおむつは、園で処分すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |
| I C T の活用       | 「保育 I C T 推進加算」の要件を満たすこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |         |
| 保育料             | 「あま市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則」に準ずるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |         |
| その他             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の保育行政及び子育て支援行政を十分に理解し、施策に積極的に協力すること。</li> <li>・市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策を十分に理解し、教育・保育方針に反映させること。</li> <li>・「(仮称) 萱津こども園の整備・運営条件」に定める内容を遵守できること。</li> <li>・萱津保育園の園児で、認定こども園への転園を希望する者は受け入れること。</li> </ul> <p>参考</p> <p>萱津保育園（令和 8 年 4 月入園者数）</p> <p>5 歳 1 7 人、4 歳 1 7 人、3 歳 1 6 人、2 歳 1 5 人<br/>1 歳 1 1 人、0 歳 1 人</p> <p>利用定員 9 0 人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等への説明を事業者の責任をもって実施すること。</li> <li>・建設予定地に接する土地所有者等から、園の整備・運営に関する必要な事項について、「7 スケジュール」に示す「企画提案書の提出期限」までに、同意を得られる見通しがあり、地域住民等を対象とした説明会等※を開催し、地域の実情を十分に把握しておくこと。</li> </ul> <p>※ 説明会等においては、園の整備・運営が決定したかのような誤解を招くことのないように、応募中の段階であり、今回の提案が採択されない場合があることを必ず説明すること。</p> |         |

## 6 施設等の整備

### (1) 土地及び建物

土地は、参加者の自己所有又は借地とし、建物は、参加者の自己所有であることを条件とする。ただし、応募時点では、取得または賃貸借見込みも可とする。

### (2) 設置場所

設置場所の選定に当たっては、3(2)に規定する地域とし、関係法令を遵守し、開園日までに整備が可能な場所とする。

### (3) 施設整備に係る補助金

建設費等については、事業年度に適合する国庫補助（就学前教育・保育施設整備交付金）が受けられる場合に、予算の範囲内でその交付要綱に基づき市から事業者に補助金を交付する。ただし、国及び市の補助金は、就学前教育・保育施設整備交付金の活用及び本市の予算成立を前提としたものであるため、今後の国の制度改正等により変更する場合があることに留意すること。

なお、補助対象事業への着手については、原則、補助金交付決定前は認められない。

### (4) 地域住民への配慮について

地域住民に事業者自らが説明を行うなど、誠実に対応し、理解を得られるよう努める。また、開園後も地域住民と良好な関係を構築するよう努めること。

## 7 スケジュール

| 項目           | 日程                                    |
|--------------|---------------------------------------|
| 募集要領の公告      | 令和8年9月1日（火）                           |
| 募集開始         | 令和8年9月1日（火）                           |
| 質問受付期間       | 令和8年9月1日（火）から<br>令和8年9月18日（金）午後4時まで   |
| 質問回答期日       | 令和8年9月30日（水）                          |
| 参加意向申出書等提出期限 | 令和8年10月2日（金）午後4時まで                    |
| 参加資格審査結果の通知  | 令和8年10月8日（木）                          |
| 企画提案書の提出期限   | 令和8年10月8日（木）から<br>令和8年10月30日（金）午後4時まで |
| プレゼンテーション審査  | 令和8年11月中旬から11月下旬                      |
| 審査結果通知       | 令和8年12月上旬（予定）                         |
| 協定書締結        | 令和9年1月                                |
| 各種調整・協議      | 令和9年2月まで                              |
| 交付金の協議・申請・決定 | 令和9年2月から令和9年4月頃                       |
| 建設整備工事       | 令和9年度・令和10年度                          |
| 開園           | 令和11年4月1日（日）                          |

## 8 参加表明等

### (1) 募集要領等の配布・閲覧

配布時期及び配布場所

令和8年9月1日（火）

市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）：原本1部

イ 誓約書（様式4）：原本1部

ウ 法人定款：原本1部

エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）：原本1部

オ 国税、都道府県税及び市町村税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書：原本1部

(3) 提出書類に関する留意事項

ア 参加者は、4に定める参加資格要件を有する者に限る。

イ 提出書類は、原則A4判とする。ただし、官公署発行書類等はこの限りではない。

(4) 提出先

あま市子ども健康部保育課

(5) 提出方法

持参により提出すること（郵送不可）。

(6) 提出期限

令和8年10月2日（金）午後4時（必着）

(7) 提出書類の取扱い等

ア 提出書類は返却しないものとする。

イ 参加表明に要する費用は、参加者の負担とする。

ウ 書類の提出後、市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

エ 参加意向申出書等を提出した者は、この募集要領に同意したものとみなす。

(8) 参加資格の通知

提出書類に基づき、4に定める参加資格要件の審査を行い、令和8年10月8日（木）にすべての参加者に対して、参加資格審査結果通知書（様式5）にて通知する。

(9) 質疑応答等

ア 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式2）に記入の上、保育課に令和8年9月18日（金）午後4時までに電子メール（hoiku@city.ama.lg.jp）により提出すること。

件名は、「あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集要領に関する質問」とすること。また、必ず電話にて質問を提出した旨の連絡をすること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

イ 質問に対する回答

市がすべての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和8年9月30日（水）に市公式ウェブサイトにて回答を公表する。

ただし、質問内容により事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、募集要領の追加又は修正とみなす。

## 9 企画提案等の提出

企画提案については、企画提案等の書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

- ア あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業者応募申請書（様式3）
- イ 企画提案書（様式6）
- ウ 施設運営計画書（様式7）
- エ 施設整備計画書（様式8）
- オ 施設の配置図、平面図
- カ 工程表（選定後から認定こども園開園までの詳細スケジュールを記載）
- キ 土地売買契約書の写し又は土地貸借契約書の写し（契約前の場合は、協定書締結までに取得又は賃借できることを証する書類（確約書等））
- ク 資金計画書（借入金がある場合は、借入金返済計画書等）（様式9）
- ケ 収支計画書（認定こども園開園から3年間分）（様式10）
- コ 直近3年間の決算書類
- サ 直近3年間の行政指導監査結果及び改善報告の写し
- シ 運営している認定こども園等の概要がわかるもの（要覧、パンフレット、重要事項証明書等）

### (2) 提出書類に関する留意事項

ア 企画提案書には、次の(ア)から(ツ)に記載する事項について記述してください。

- (ア) 幼保連携型認定こども園運営にあたっての基本となる運営方針及び教育・保育方針
  - (イ) 応募の理由
  - (ウ) 各年齢に応じた教育・保育内容の考え方
  - (エ) 一日の教育・保育の流れと年間行事計画
  - (オ) 事故発生時の対応について
  - (カ) 地震、台風、火災、不審者等に備えた防災安全管理計画
  - (キ) 子どもの健康管理や衛生管理に対する考え方
  - (ク) 特別な配慮や支援を必要とする園児に対する考え方
  - (ケ) 虐待への対応とその考え方
  - (コ) 延長保育事業の運営の考え方
  - (サ) 一時預かり事業の運営の考え方
  - (シ) 関係機関との連携の考え方
  - (ス) 入園児童の保護者との連携及び子育て支援の考え方
  - (セ) アレルギー対応を含む給食の考え方
  - (ツ) 職員配置等の考え方
    - a 配置予定職員の経歴
    - b 職種別職員配置計画（職員数、資格、雇用形態）
    - c 学級ごとの時間帯による職員の数等の状況
    - d 人材の確保、採用計画
    - e 職員の勤務条件（就業規定、職員配置規定、給与規定、雇用契約書等）

f 職員の育成（研修体制）

g 職員の健康管理

(タ) 独自提案

(チ) 保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処の考え方

(ツ) その他の取組

a 個人情報保護に関して講じる措置

b 情報公開に関して講じる措置

c あま市立萱津保育園との連携の考え方

d 省エネルギー、ごみ削減等環境に配慮した取組方策

e 住民からの苦情の受付及び対応

イ 施設整備計画には、次の(ア)から(ウ)に記載する事項について任意の様式で記述してください。

(ア) 施設設備・面積等確認表

(イ) 園舎及び屋内施設整備の考え方

(ウ) 園庭及び屋外施設整備の考え方

ウ 提出書類は、正本1部、副本9部とし、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

エ カラー印刷とすること。

オ 提出書類は、原則A4判とし、図面はA3判とする。ただし、官公署発行書類、既存のパンフレット等はこの限りではない。

カ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

キ 提出書類は、紙ファイル等による2穴綴じとすること。

ク 提出書類の種類ごとに、9(1)のアからシまでのインデックスを付した間紙を入れること。

ケ 紙ファイル等の表紙及び背表紙には、次の事項を記載すること。

(ア) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者応募申請書

(イ) 正本・副本の別

(ウ) 法人等の名称（正本のみ）

コ 本業務の実施責任者及び担当者について記載すること。

(3) 提出先

あま市子ども健康部保育課

(4) 提出方法

持参により提出すること（郵送不可）。

(5) 提出期限

令和8年10月30日（金）午後4時（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 提出書類の取扱い等

ア 書類提出を受け付けた後の返却・修正には応じないが、企画提案等の書類の提出期限内であれば全部差替えのみ認める。なおその方法は保育課に持参のみとし、事前に承認を得ること。

- イ 企画提案に要する費用は、企画提案等を提出した事業者（以下「提案者」という。）の負担とする。
- ウ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市が募集に関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得たうえで 提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- エ 書類の提出後、市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- オ 提出された企画提案書等は、あま市情報公開条例（平成２２年３月２２日条例第７号）第７条に定める非公開情報を除き、公開の対象となる。

## 10 辞退

参加意向申出書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式１１）を保育課に持参すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

## 11 失格条項

次の事項に該当するときは失格とする。

- (1) 参加資格要件があることを確認された者が、審査結果が公表されるまでの間に４に定める参加資格要件に掲げる事項を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しないとき。
- (3) 談合その他の不正行為が行われたと認められたとき。
- (4) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があると認められるとき。
- (5) 参加意向申出書、あま市幼保連携型認定こども園設置運営事業者応募申請書及び誓約書に申請者の記名・押印がないとき。
- (6) 複数の企画提案書を提出したとき。
- (7) 本募集要領の公告日から審査結果が公表される日までの間において、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (8) その他本募集要領を遵守しないとき。

## 12 審査方法

- (1) 審査委員により書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、評価基準に基づき審査採点し、合計評価点が最も高い提案者を選定する。なお、合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同点の場合には、審査委員会における合議の上、総合順位を決定するものとする。ただし、提案内容によって、市は設置運営事業者なしと決定する場合がある。
- (2) プレゼンテーション審査
  - ア 開催日時  
令和８年１１月中旬から１１月下旬  
※ 提案者に開催時間や開催場所等について、別途通知する。
  - イ 開催場所  
あま市役所

ウ 出席者・発表者

運営責任者（法人代表等）、経理担当者、施設長就任予定者など教育・保育内容の説明ができる者及び建築工事に係る設計担当者等の5名以内とする。

エ プレゼンテーション審査の内容（1事業者45分）

・プレゼンテーション（30分）

法人の運営理念、応募動機、建設スケジュール、その他提出書類に記載されている内容

・質疑応答（15分）

オ プレゼンテーション審査の機器

プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は、提案者が準備すること。ただし、スクリーン、プロジェクター及びHDMI端子ケーブルは、市が準備したものを使用することができる。

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションは、事業者名を明らかにせず、9(1)に規定する書類の内容に沿って行うこと。

イ プレゼンテーションの際、9(1)に規定する書類以外の資料や追加提案は認めない。

(4) 評価方法

評価は、「評価基準」のとおりとする。また、「評価基準」の「主な着眼点」を踏まえつつ、提案者による創意工夫や付加価値の高い提案等がある場合は積極的に評価する。

(5) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、すべての提案者に対し速やかにプロポーザル審査結果通知書（様式12）にて通知する。文書発送後、審査結果を本市ウェブサイトで公表する。なお、評価点数が2位以下の提案者については、点数のみ公表するものとする。

また、受託候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に保育課へ説明を求めることができるものとする。

イ 審査の結果、不採択となったことによる提案者の不利益については、本市は一切その責を負わないものとする。

また、既に進めている計画等に対する経費等に対する賠償は、一切受け付けない。

ウ 提案者が1者のみであっても、審査を実施する。

エ 本選考において、提案者がいない場合及び審査の結果により応募された全ての提案の評価基準の合計点数が6割に満たない場合は、事業者の決定を行わない。

## 13 留意事項

(1) 最適者又は次点者に選定された場合でも、次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すものとする。

ア 施設整備の遅延、保育教諭等の人員確保が見込めない等の理由により、開園予定日までに入所児童の受入れが困難であると認められるとき。

イ 事前に市の承諾を得ずに配置計画等の提案内容を変更したとき。

ウ 上記のほか、市が選定を取り消すことが妥当であると判断したとき。

(2) 市は、提出書類等に疑義が生じたときは、必要に応じて関係機関（官公庁、金融機

関等)に問い合わせることがある。

- (3) 認定こども園の整備・運営に当たっては、地域住民等に説明会を実施するなど、地域住民等の意見・要望等を受けとめ、認定こども園の整備・運営に反映するように努めること。
- (4) 施設整備等について、就学前教育・保育施設整備交付金を活用する場合に、当該交付決定が受けられないときは、当該事業を中止することがある。
- (5) 認定こども園の開園後、所轄庁による監査等で指導された場合は、その指導に従うこと。
- (6) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがある。
- (7) 本募集に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (8) 本募集要領等に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとする。

## 14 連絡先

あま市子ども健康部保育課 担当者：山田

住 所：〒497-8602

愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

電 話：052-485-5988（ダイヤルイン）

F A X：052-443-2571

電子メール：hoiku@city.ama.lg.jp

評価基準

| 審査項目              |              | 審査事項                                                  | 主な着眼点                                                                                                                      | 配点 | 確認箇所   |
|-------------------|--------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|
| 事業者としての<br>適性及び能力 |              | 幼保連携型認定こども園運営にあたっての基本となる運営方針及び教育・保育方針                 | ・認定こども園の目的や役割を十分に理解した運営方針及び教育・保育方針となっているか。                                                                                 | 5  | 企画提案書等 |
|                   |              | 法人の経営資源（組織、財務、専門性、技術力等）                               | ・法人の財務状況は健全か。                                                                                                              | 5  |        |
|                   |              | 類似施設の運営実績                                             | ・認定こども園、保育所又は幼稚園等の運営実績を有しているか。                                                                                             | 5  |        |
| 事業計画に関する事項        | 教育・保育事業の内容   | 各年齢に応じた教育・保育内容の考え方及び一日の教育・保育の流れと年間行事計画                | ・一日の教育・保育の流れや年間行事が、子どもの成長や生活リズムに配慮した内容となっているか。<br>・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「幼保連携型認定こども園の学級の編成、教育、設備及び運営に関する基準」を踏まえた内容となっているか。 | 5  |        |
|                   |              | 事故発生時の対応及び地震、台風、火災、不審者等に備えた防災安全管理計画                   | ・震災、風水害、火災その他の非常災害や不審者等を想定した危機管理体制が整備されているか。<br>・安全教育や避難訓練について具体的に示されているか。                                                 | 5  |        |
|                   |              | 子どもの健康管理や衛生管理に対する考え方                                  | ・乳幼児突然死症候群（SIDS）、感染症への対策や衛生管理が具体的に示されているか。                                                                                 | 5  |        |
|                   |              | 特別な配慮や支援を必要とする園児に対する考え方や虐待への対応                        | ・障がい児、医療的ケア児や日本語の習得に困難のある子どもなどへの対応や配慮が具体的に示されているか。                                                                         | 5  |        |
|                   |              | 延長保育事業の運営の考え方及び一時預かり事業の運営の考え方                         | ・安全かつ安定的に事業を実施できる体制となっているか。                                                                                                | 5  |        |
|                   |              | 入園児童の保護者・関係機関との連携及び子育て支援の考え方                          | ・保護者に対する子育て支援や地域における子育て支援への取組が示されているか。                                                                                     | 5  |        |
|                   |              | アレルギー対応を含む給食の考え方                                      | ・安全な給食提供体制が整備されているか。<br>・アレルギー対応は、具体的かつ適切に示されているか。                                                                         | 5  |        |
|                   | 教育・保育事業の執行体制 | 配置予定職員の経歴及び職種別職員配置計画（職員数、資格、雇用形態）、学級ごとの時間帯による職員の数等の状況 | ・必要な資格を有する職員が適切に配置されているか。<br>・教育・保育を安定して実施できるよう、経験年数を考慮した配置計画となっているか。                                                      | 5  |        |
|                   |              | 人材の確保及び採用計画、職員の勤務条件（就業規定、職員配置規定、給与規定、雇用契約書等）          | ・採用計画（採用人数、スケジュール、採用方法等）は、具体的かつ実現可能性が高いものが示されているか。<br>・職員が継続して勤務できる勤務状況や労働環境となっているか。                                       | 5  |        |
|                   |              | 職員の育成（研修体制）及び職員の健康管理                                  | ・教育・保育の質向上や職員のモチベーション向上に繋がる研修内容が示されているか。<br>・職員の健康管理やメンタルヘルスについて、具体的な対策が講じられているか。                                          | 5  |        |
|                   | 独自提案         | 独自提案の内容・考え方                                           | ・教育・保育の質の向上につながる独創性があり、かつ実現性はあるか。                                                                                          | 5  |        |
|                   | その他の取組       | 保護者、住民からの要望、苦情等への対応の考え方                               | ・窓口や第三者委員の設置など要望、苦情に迅速かつ適切に対応する体制が整備されているか。<br>・保護者や地域住民への説明責任を果たす姿勢が示されているか。                                              | 5  |        |

|            |                      |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                  |      |      |
|------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
|            |                      | 個人情報保護、情報公開に関して講じる措置及び省エネルギー、ごみ削減等環境に配慮した取組方策                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護に関する適切な管理体制及び運営体制が整備されているか。</li> <li>・情報公開及び説明責任を適切に果たすための考え方や体制が整備されているか。</li> <li>・省エネルギー設備が整備されているか。</li> </ul> | 5    |      |
| 施設整備に関する事項 | 園舎、屋内施設整備及び屋外遊戯場の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全・安心、利便性及び快適性に配慮した施設整備となっているか。</li> </ul>                                 | 5                                                                                                                                                                | 計画書等 | 施設整備 |
|            | 施設整備の工程の妥当性          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開園までのスケジュールや工程管理が適切に計画されているか。</li> </ul>                                       | 5                                                                                                                                                                |      |      |
| 経営管理に関する事項 | 財政状況の安定性             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地購入費や建築に要する費用の積算根拠（単価・数量・見積書）は明確か。</li> <li>・開設準備費が過大又は過小となっていないか。</li> </ul> | 5                                                                                                                                                                | 画    | 資金計  |
|            | 収支計画の妥当性             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画の積算根拠が明確であり、実現可能な内容となっているか。</li> <li>・借入金は運営収支で確保できるか。</li> </ul>          | 5                                                                                                                                                                | 画    | 収支計  |